

令和4年度 第1回いじめ対策総点検（報告）

県教育委員会による第1回いじめ対策総点検が下記のとおり実施されました。

佐渡中等教育学校では、今回の指導を踏まえて「学校いじめ対策基本方針」に基づき、引き続き「いじめ見逃しゼロ」の学校づくりをめざし、学校、保護者、地域関係者等と連携しながら取り組んでまいります。

記

1 訪問日時

令和4年10月4日（火）13：30～15：30

2 訪問者

県教育庁生徒指導課いじめ対策室

清水謙一 副参事 様、山田 茂 指導主事 様

3 参加者

校長、前期課程教頭、後期課程教頭、生徒指導主事、いじめ対策推進教員、各学年主任

4 内容

書類点検、協議、事例演習（グループワーク）、指導講評

5 指導内容

（1）チェックシートによる現状の聴き取り、協議

- ① いじめの定義に基づき、認知を行う。いじめではないケースは、「被害者が苦痛を感じていない場合」、「被害（事実）がなかった場合」である。
- ② いじめの疑いが生じた場合、すぐに校長まで報告し、組織的な判断のもと、いじめに対処する。
- ③ スクールカウンセラーとのいじめに関する情報共有は、積極的に行う。
- ④ Google を使ったアンケートでは、個人が特定されないようにする。
- ⑤ 最近は「被害生徒が加害生徒に知らせてほしくない」というケースも多く発生しているが、被害生徒には「学校は、あなたのことを必ず守ります」と励まし、被害生徒に SOS を発信しやすい雰囲気や安心感を与え、生徒と教員との信頼関係を構築していじめに対処する。

（2）グループワーク（いじめ発生時、保護者対応、生徒聴き取り等のシミュレーション）

- ① 金曜日に事案が生じた場合、週をまたがず迅速に対応する。
- ② 保護者に対応する場合、可能であれば電話より来校や家庭訪問などで直接話をする方が望ましい。
- ③ 担任任せにせず、複数の教職員で組織的に対応する。
- ④ 保護者対応として、被害・加害生徒双方の思いを聞き取ることが大切である。